

郵送申請受付案内

セーフティネット保証第4号の郵送申請について

令和2年7月28日から、「セーフティネット保証第4号」の郵送による申請受付を実施しています。

なお、「セーフティネット保証第5号」の認定申請は、広島市中小企業支援センター又は広島市役所本庁舎5階 産業立地推進課の窓口で申請手続きを行ってください。

1 郵送処理期間等

- (1) 広島市中小企業支援センターに申請書類到着後、2～3開庁日程度を目途に広島市が認定書を発行いたします。なお、申請書類に不備がある場合は、さらに処理期間を要します。
- (2) 認定までの期間に余裕を持って申請してください。お急ぎの方は、広島市中小企業支援センター又は広島市役所本庁舎5階 産業立地推進課の窓口で申請してください。

2 申請方法

- (1) 次頁の「郵送申請の流れ」を必ずお読みください。
- (2) 「郵送申請における事前確認票」に申請者情報をご記入いただき、全項目を確認の上、申請書類に同封して郵送してください。
- (3) 申請書類は、郵送事故防止のため、必ず「レターパックライト」や「簡易書留」等の配達記録が残る郵送方法により送付してください。
- (4) 消せるボールペンや鉛筆等、修正可能な筆記具で記載された申請書は受付できません。

3 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いは、広島市個人情報保護条例に基づき適切に行います。

氏名、住所等の個人情報は、セーフティネット保証第4号の認定に関する以外に利用することはありません。

4 免責事項

郵送等の通信経路において生じたトラブル・損失・損害については、一切責任を負いません。

5 送付先（郵送申請に関するお問合せ先）

〒733-0834

広島市西区草津新町一丁目 21-35

公益財団法人広島市産業振興センター

中小企業支援センター（郵送申請）宛

TEL 082-278-8032

※ 郵送事故防止のため、必ず「レターパックライト」や「簡易書留」等の配達記録が残る郵送方法により送付してください。

郵送申請の流れ

手順 1	【申請者】 郵送申請の対象要件を確認する。
------	---------------------------------

※ 郵送申請の対象は、セーフティネット保証第4号に係る認定申請のみとなります。

なお、「セーフティネット保証第5号」の認定申請は、広島市中小企業センター又は広島市役所本庁舎5階 産業立地推進課の窓口で申請手続きを行ってください。



手順 2	【申請者】 郵送申請における事前確認票及び申請書等必要書類を準備・作成する。
------	--

※ 申請案件ごとに、郵送申請における事前確認票及び申請書等必要書類の準備・作成が必要です。



手順 3	【申請者】 郵送申請における事前確認票及び申請書等必要書類をレターパックライト等により郵送する。
------	--

※ 郵送事故防止のため、必ず「レターパックライト」や「簡易書留」等の配達記録が残る郵送方法により送付してください。



手順 4	【(認定受付) 中小企業支援センター → (審査) 広島市】 申請書類一式到着後、認定受付及び審査を行う。
------	---

※ 申請書類の不備や申請内容を確認するため、電話でご連絡させていただく場合があります。



手順 5	【広島市】 認定書を郵送又は産業立地推進課において交付する。
------	--